

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月1日  
信用組合高知商銀  
金融整理管財人

## I. はじめに

信用組合高知商銀（以下「当組合」という。）は、平成11年4月28日、高知県知事に対し、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づき「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行い、同日、高知県知事より、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項で準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受け、その後、信用組合広島商銀へ事業譲渡を行うことで双方合意し、平成11年11月4日に事業譲渡契約を締結いたしました。

しかしながら、信用組合広島商銀の受入れ体制の遅れなどから、預金保険法上の適格性の認定申請が困難となり、双方の理事会で事業譲渡の延期を決定しました。このため、事業譲渡の具体的な目途が立たなくなり、平成12年3月30日、高知県知事より金融再生法第8条第1項第2号に基づく「管理を命ずる処分」を受けるとともに、同法第11条第2項の規定により我々2名が金融整理管財人として選任され、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成12年7月21日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年3月30日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりますので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

## II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが金融整理管財人の重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、預金保険機構、株式会社整理回収機構等との協議・情報交換を通じて法的責任追及のための調査・検討・対応を行ってまいりましたので、今日までの経過について報告いたします。

## 2. 刑事責任追及について

旧経営陣等にかかる刑事責任追及につきましては、当組合の告訴、及び預金保険機構の告発等に基づき、以下のとおりいずれも刑が確定しております。

### (1) 元高知県幹部（都築弘一）

判決：背任・詐欺罪などにより懲役4年6月

（平成12年4月11日（高知地方裁判所））

#### 事件概要

都築被告は、高知県商工政策課長の当時、元理事長（徐仁泰）や元専務（高橋光男：11年4月20日に自殺）らと共に謀し、本人らの利益を図る目的で約5億円を不正に貸し付けを受け、これを焦げ付かせて高知商銀に損害を与えたもの。

### (2) 元理事長（徐仁泰）

判決：背任罪により懲役3年執行猶予5年

（平成13年5月17日（高知地方裁判所））

：控訴棄却

（平成13年6月14日（高松高等裁判所））

#### 事件概要

徐被告は、都築弘一らと共に謀し、都築に対する融資約5億円を、さらに徐被告は元監事（朴俊学）らと共に謀し、元監事が経営していた富士観光株式会社に3千万円を不正に貸し付け、これを焦げ付かせて高知商銀に損害を与えたもの。

### (3) 元監事（朴俊学）

判決：背任罪により懲役1年6月執行猶予3年

（平成12年4月19日（高知地方裁判所））

#### 事件概要

朴被告は、元理事長（徐仁泰）らと共に謀し、朴被告が経営していた富士観光株式会社に3千万円の不正貸付を受けさせ、これを焦げ付かせて高知商銀に損害を与えたもの。

### 3. 民事責任追及について

#### (1) 旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

当組合が破綻するに至った要因である「旧経営陣の独断により融資の決定が行われていたこと」、「相互牽制機能がきかなかったことにより特定の融資先に対して法令限度額を大幅に超える貸出が長期間継続されていたこと」などを中心に、違法性が認められるかどうかを調査致しました。

#### (2) 調査結果

##### ① 富士観光株式会社に対する融資

元理事長（徐仁泰：平成13年9月21日死亡）と元専務理事（高橋光男：平成11年4月20日死亡）は、平成7年10月25日、元監事（朴俊学）の経営する富士観光株式会社に対し、十分な担保設定を行わず貸付限度額を超える3千万円を不正に貸し付け、信用組合高知商銀に対し約19百万円の損害を発生させた。

##### ② 元高知県幹部（都築弘一）に対する融資

元理事長（徐仁泰）と元専務理事（高橋光男）は、平成8年6月20日から平成9年4月8日、組合員資格のない者（日本人：都築弘一）に対し、十分な担保設定を行わないまま貸付限度額を超える金額を不正に貸し付けし、信用組合高知商銀に対し約5億円の損害を発生させた。

##### ③ 出資金の払戻し

元理事長（徐仁泰）は、組合員に対し、平成10年6月25日、同年10月27日に合計435万円の出資金を払い戻した。

本来、組合員に対する出資金の払戻しの額は、脱退する事業年度末における組合財産によって決定されることとなっており、平成10年度末時点においては、信用組合高知商銀は債務超過となっていたことから、出資金の払戻をしてはならなかったにも関わらず払戻しを実行し、信用組合高知商銀に損害を発生させた。

#### (3) 調査結果に基づく検討

##### ① 富士観光株式会社に対する融資

同融資は、法令等に定める同一人に対する貸付限度額を明らかに上回る違法なものである。また、富士観光等関連会社に対する多額の貸付については高知県よりⅢ分類指定されていたにも関わらず、十分な担保を徵求せ

ず、回収を確実なものにすることなく同融資を実行したものである。

よって、同融資については、元理事長（徐仁泰）、元専務理事（高橋光男）に明らかな任務違反がある。

同融資により、信用組合高知商銀は少なくとも19,217,737円の損害を被っており、元理事長（徐仁泰）、元専務理事（高橋光男）は、当組合に対し、損害金19,217,737円につき損害賠償義務を負うものと認められる。

## ② 元高知県幹部（都築弘一）に対する融資

組合員となる資格のない者に対しては、預貯金を担保とした貸付以外には貸付を実行することができないにも関わらず、本件貸付を実行したことは、員外貸付の制限に違反する業務外貸付であり違法である。また、本件貸付は同一人に対する貸付制限をはるかに超過する違法な貸付である。更に、都築が前商工政策課長であるということだけで、十分な調査を行うことなく適切な担保の設定等その他回収が確実にできるような措置を講じていない。

よって、同融資については、元理事長（徐仁泰）、元専務理事（高橋光男）に明らかな任務違反がある。

同融資により、信用組合高知商銀は 508,042,542円の損害を被っており、元理事長（徐仁泰）、元専務理事（高橋光男）は、当組合に対し、損害金 508,042,542円につき損害賠償義務を負うものと認められる。

## ③ 出資金の払戻し

組合員の自由脱退については、「組合員は当該事業年度末から 6ヶ月前までに脱退する旨の文書による通知をした時、事業年度の终りにおいて組合を脱退することができる」旨定められている。また、「脱退者の持分の払戻については事業年度の终りにおける組合財産によって定める」とされている。

しかしながら、元理事長（徐仁泰）は、3名の脱退願に対し平成11年3月31日に脱退を認め、出資金の払戻の有無、額を决定すべきであったにも関わらず、平成10年6月25日及び同年10月27日に 4,350,000円を払い戻した。

平成11年3月31日時点においては、当組合が債務超過の状態であったことから、本来、出資金を払戻できなかつたものであつて、払戻によつて当組合は 4,350,000円の損害を被つており、元理事長（徐仁泰）は、当組合に対し、損害金 4,350,000円の損害賠償義務を負うものと認められる。

(4) 善管注意義務、忠実義務違反に基づく損害賠償請求訴訟の提起

金融整理管財人は、平成12年12月18日、元理事長（徐仁泰）に対し、金531,610,279円の損害賠償請求を行うとともに、元専務理事（高橋光男）の相続人に対し、その法定相続分に従い合計額527,260,279円、の損害賠償請求訴訟を高知地方裁判所に提起しました。

（事件番号 高知地方裁判所平成12年（ワ）第537号）

(5) 訴訟の経過と見通し

同訴訟は、平成13年1月24日、同年3月28日、同年5月23日、同年7月18日、同年9月26日の合計5回の弁論を経ており、現在証拠調べの段階にあります。

しかしながら、元専務理事（高橋光男）の相続人全員が平成13年2月14日までに高知家庭裁判所に対して相続放棄の申立を行い、平成13年4月17日にその相続財産管理人が選任されております。

また、元理事長（徐仁泰）も平成13年9月21日に死亡し、前記同月26日の弁論において、元理事長代理人弁護士が、次回（同年12月12日）までに相続人において承継あるいは放棄を確定するとの申出をしております。

相続人全員が相続放棄をした場合、訴訟は終了し請求した損害賠償請求権は今後相続財産管理人の権限の元で相続債権としての処理がなされることになります。

#### 4. 今後の対応

以上のとおりこれまでの経過を報告いたしますが、訴訟、当組合の損害賠償請求権は流動的で確定していない状況にあります。金融整理管財人としては、このような状態で旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を株式会社整理回収機構に譲渡いたします。

また、上記に記載した案件以外についても、今後、株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株式会社整理回収機構に譲渡いたします。